

## 鹿 児 島 県 公 報

令和元年5月28日（火）第7号の2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 公 安 委 員 会 規 則

- 運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則（※）（免許管理課取扱い） 1
- 運転免許証の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則（※）（免許管理課取扱い） 3
- 違反者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則（※）（免許管理課取扱い） 4
- 高齢者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則（※）（免許管理課取扱い） 6
- 特定任意講習の実施に関する規則の一部を改正する規則（※）（免許管理課取扱い） 7
- 認知機能検査の実施に関する規則の一部を改正する規則（※）（免許管理課取扱い） 8

## 公 安 委 員 会 規 則

運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月28日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

## 鹿児島県公安委員会規則第1号

運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則

運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則（昭和40年鹿児島県公安委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（学級編成）

第4条 短期講習、中期講習及び長期講習のいずれも、1学級の編成は、原則として9人編成とし、運転適性指導については、1グループ3人以内とする。

第4条の次に次の1条を加える。

（講習指導員）

第4条の2 講習における指導に従事する者（以下「停止処分者講習指導員」という。）は、次の要件を備えた者とする。

- (1) 25歳以上の者であること。
- (2) 講習における指導に用いる自動車等を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 運転適性指導（法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。以下同じ。）について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者

イ 法第117条の2の2第11号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

ウ 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（イに規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

(4) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

(イ) 鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が運転適性指導に関する業務に関し、(ア)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

イ 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 普通自動車に係る教習指導員資格者証及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受け、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

(イ) 普通自動車に係る届出教習所指導員課程及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

(ウ) 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

(5) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者

イ 講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は違反者・停止処分者講習指導員研修）を終了した者

第5条から第7条までを次のように改める。

（講習の委託）

第5条 法第108条の2第3項の規定に基づき講習を委託する場合は、次に掲げる要件を満たす法人その他の者に委託して行うものとする。

(1) 前条に規定する停止処分者講習指導員が講習の業務を行うために必要な数以上置かれていること。

(2) 講習を行うために必要な建物、コース、講習車両、運転適性検査器材その他の設備を調達できること。

(3) 講習を確実に行うために必要な経理的基礎を有すること。

2 講習の委託を行うに当たっては、次に掲げる条件その他の条件を付して行うものとする。

(1) 法、施行規則、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）及びこの規則に従って実施すること。

(2) 講習の実施に関しては、公安委員会の指導監督に従うこと。

（指導監督）

第6条 公安委員会は、講習の内容及び方法の確認に努め、講習が適正に行われるように講習の委託を受けた者（以下「受託者」という。）を指導しなければならない。

2 公安委員会は、必要があると認めるときは、受託者に対して必要な報告及び資料の提出を求め、又は講習の状況を調査することができる。

（講習の委託の解除）

第7条 講習が法令又はこの規則に違反して行われた場合は、直ちに講習の委託を解除することができる。

第9条中「つとめて」を「努めて」に改める。

第10条中「講師」を「停止処分者講習指導員」に、「討議、演技、実演及び視覚」を「講義、発表、個別的指導及び実技」に改める。

第11条の見出し中「講師」を「講習指導員」に改め、同条中「講習に従事する講習指導員」

を「停止処分者講習指導員」に改め、同条第3号中「つね」を「常」に改める。

第12条に見出しとして「( 査) 」を付する。

第14条及び第15条を次のように改める。

( 査の方法)

第14条 査は、講習全般の内容から、一肢の正誤式問題38問及び三肢の正誤式問題2問の計40問を出題し、筆記方式により20分間で解答させる方法で行うものとする。

(配点方法)

第15条 一肢の正誤式問題は1問1点、三肢の正誤式問題は1問2点とする。

なお、三肢の正誤式問題については、三肢に対する解答が全て正解である場合に2点配点することとし、それ以外の場合には配点しないものとする。

第16条第2号中「%」を「パーセント」に改める。

第18条第1号中「すべて」を「全て」に改め、同条第2号中「さらに」を「更に」に改める。

第19条を次のように改める。

(情状による短縮日数の変更)

第19条 講習中に受講態度が悪いため停止処分者講習指導員から2回以上の注意を受けた者は、その 査成績が「優」の者は「良」とし、「良」の者は「可」とし、「可」の者は「可」の成績の2分の1としてそれぞれ短縮期間を減ずるものとする。この場合において、「可」の成績の2分の1を減ずる場合の算定は、第18条第3号の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

.....

運転免許証の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月28日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

## 鹿児島県公安委員会規則第2号

運転免許証の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則

運転免許証の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習等の実施に関する規則（昭和47年鹿児島県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(講習の内容)

第2条 講習は、交通事情の変化、交通事故の傾向、安全運転の知識又は技能、法令及びその改正点などを具体的にを行い、受講者が法令の遵守、事故防止についての自覚を促進するよう実施しなければならない。

第5条を削り、第4条を第5条とする。

第3条第1項中「並びに受託者」を削り、同条第2項中「特定取消処分者」の次に「(以下「免許証の更新を受けようとする者等」という。）」を加え、同条第3項中「特定失効者又は特定取消処分者」を「等」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(講習の方法)

第3条 講習は、優良運転者講習、一般運転者講習、違反運転者講習及び初回更新者講習に区分し、次の方法により行うものとする。

(1) 優良運転者講習 講習時間は30分とし、学科講習及びDVD等による視聴覚講習を行う。

(2) 一般運転者講習 講習時間は1時間とし、学科講習、DVD等による視聴覚講習及び運転適性についての診断と指導を行う。

(3) 違反運転者講習及び初回更新者講習 講習時間は2時間とし、学科講習、DVD等による視聴覚講習及び運転適性についての診断と指導を行う。ただし、技能講習を行う場合は、学科講習及びDVD等による視聴覚講習を1時間、技能講習を1時間行う。

第6条中「講習指導員は」を「講習における指導に従事する者(以下「講習指導員」という。）」に改め、同条第4号中「第8条に定める」を「第3条第3号ただし書に規定する」

に改める。

第6条の2から第8条までを削る。

第9条中「もつて」を「もって」に改め、同条ただし書中「、受託者は」を削り、同条を第7条とし、同条の次に次の2条を加える。

（講習の委託）

第8条 法第108条の2第3項の規定に基づき講習を委託する場合は、次に掲げる要件を満たす法人その他の者に委託して行うものとする。

- (1) 第6条に規定する講習指導員が講習の業務を行うために必要な数以上置かれていること。
- (2) 講習を行うために必要な建物、コース、講習車両、運転適性検査器材その他の設備を調達できること。
- (3) 講習を確実にを行うために必要な経理的基礎を有すること。

2 講習の委託を行うに当たっては、次に掲げる条件その他の条件を付して行うものとする。

- (1) 法、施行規則、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）及びこの規則に従って実施すること。
- (2) 講習の実施に関しては、鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の指導監督に従うこと。

（講習の委託の解除）

第9条 講習が法令又はこの規則に違反して行われた場合は、直ちに講習の委託を解除することができる。

第10条及び第11条を次のように改める。

（指導監督）

第10条 公安委員会は、講習の内容及び方法の確認に努め、講習が適正に行われるように講習の委託を受けた者（以下「受託者」という。）を指導しなければならない。

2 公安委員会は、必要があると認めるときは、受託者に対して必要な報告及び資料の提出を求め、又は講習の状況を調査することができる。

（講習の通知）

第11条 講習を委託する場合において、第4条第1項の規定により講習日時を定めたときは、警察署長等にあわせて受託者に通知するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

違反者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月28日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

### 鹿児島県公安委員会規則第3号

違反者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

違反者講習の実施に関する規則（平成10年鹿児島県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を削り、第4条を第2条とし、第5条から第12条までを2条ずつ繰り上げる。

第13条中「違反者講習通知移送通知者」を「違反者講習通知移送通知書」に改め、同条を第11条とし、第14条を第12条とし、第15条を第13条とし、同条の次に次の2条を加える。

（講習指導員）

第14条 講習における指導に従事する者（以下「違反者講習指導員」という。）は、次の要件を備えた者とする。

- (1) 25歳以上の者であること。
- (2) 講習における指導に用いる自動車等を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 運転適性指導（法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。以下同じ。）に

ついて不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者

イ 法第117条の2の2第11号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

ウ 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（イに規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

(4) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

(イ) 公安委員会が運転適性指導に関する業務に関し、(ア)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

イ 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 普通自動車に係る教習指導員資格者証及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受け、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

(イ) 普通自動車に係る届出教習所指導員課程及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

(ウ) 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

(5) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者

イ 講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は違反者・停止処分者講習指導員研修）を終了した者

2 講習のうち、社会参加活動の体験をさせることのみを担当し指導に従事する者については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

(1) 25歳以上の者であること。

(2) 道路交通に関する法令の内容を理解し、指導能力を有すること。

（講習の委託）

第15条 法第108条の2第3項の規定に基づき講習を委託する場合は、次に掲げる要件を満たす法人その他の者に委託して行うものとする。

(1) 前条第1項に規定する違反者講習指導員が講習の業務を行うために必要な数以上置かれていること。

(2) 講習を行うために必要な建物、コース、講習車両、運転適性検査器材その他の設備を調達できること。

(3) 講習を確実にを行うために必要な経理的基礎を有すること。

2 講習の委託を行うに当たっては、次に掲げる条件その他の条件を付して行うものとする。

(1) 法、施行規則、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）及びこの規則に従って実施すること。

(2) 講習の実施に関しては、公安委員会の指導監督に従うこと。

第16条から第18条までを次のように改める。

（講習の委託の解除）

第16条 講習が法令又はこの規則に違反して行われた場合は、直ちに講習の委託を解除することができる。

（公安委員会への報告）

第17条 講習の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、講習を終了したときは、違反者講習結果報告書（別記第8号様式）により速やかに公安委員会に報告しなければならない。

（指導監督）

第18条 公安委員会は、講習の内容及び方法の確認に努め、講習が適正に行われるように受託者を指導監督しなければならない。

2 公安委員会は、必要があると認めるときは、受託者に対して必要な報告及び資料の提出を求め、又は講習の状況を調査することができる。

第19条を削る。

別記第1号様式中「第5条関係」を「第3条関係」に改める。

別記第2号様式中「第11条関係」を「第9条関係」に改める。

別記第3号様式中「第12条関係」を「第10条関係」に、「ちょう付欄」を「貼付欄」に改める。

別記第4号様式から別記第7号様式までの規定中「第13条関係」を「第11条関係」に改める。

別記第8号様式中「第18条関係」を「第17条関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

.....

高齢者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月28日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

#### 鹿児島県公安委員会規則第4号

高齢者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

高齢者講習の実施に関する規則（平成21年鹿児島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（講習指導員）

第3条の2 講習における指導に従事する者（以下「高齢者講習指導員」という。）は、次の要件を備えた者とする。

- (1) 25歳以上の者であること。
- (2) 講習における指導に用いる自動車等を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 運転適性指導（法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。以下同じ。）について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者

イ 法第117条の2の2第11号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

ウ 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（イに規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

- (4) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

(イ) 公安委員会が運転適性指導に関する業務に関し、(ア)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

イ 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者である

こと。ただし、受講者の利便性を図るため、講習を過疎地、辺地等を含む地域に存する場所において実施する必要がある場合は、この限りでない。

- (ア) 普通自動車を用いた講習を指導する指導員については、普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員課程を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの
- (イ) 二輪車（自動二輪車及び原動機付自転車をいう。以下同じ。）を用いた講習を指導する指導員については、大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの
- (ウ) 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者
- (5) 次のいずれかに該当する者であること。

なお、平成21年6月1日以前に高齢者講習指導員であった者については、公安委員会が指定する研修（認知機能検査導入に伴うもの（平成21年6月1日以前に行われたものを含む。））を受け、かつ、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号。以下「改正法」という。）施行に伴う補充講習を受けていること。

平成21年6月2日以降に高齢者講習指導員の資格を取得した者で、改正法施行前的高齢者講習指導員であったものについては、改正法施行に伴う補充講習を受けていること。

- ア 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者
- イ 講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は違反者・停止処分者講習指導員研修）を終了した者

第4条第1項中「検査」を「講習」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 前条に規定する高齢者講習指導員が講習の業務を行うために必要な数以上置かれていること。
- (2) 講習を行うために必要な建物、コース、講習車両、運転適性検査器材その他の設備を調達できること。
- (3) 講習を確実にを行うために必要な経理的基礎を有すること。

第4条第2項第1号中「運転免許講習規則」を「運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）」に改め、同項第2号中「関する」を「関しては、」に改め、同項中第3号及び第4号を削り、同条の次に次の1条を加える。

（講習の委託の解除）

第4条の2 講習が法令又はこの規則に違反して行われた場合は、直ちに講習の委託を解除することができる。

第5条中「委託」を「講習の委託」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

.....

特定任意講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月28日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

#### 鹿児島県公安委員会規則第5号

特定任意講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

特定任意講習の実施に関する規則（平成21年鹿児島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「特定任意講習」の次に「（以下「講習」という。）」を加える。

第5条中「講習指導員は」を「講習における指導に従事する者（以下「講習指導員」という。）は」に改める。

第6条第1項を次のように改める。

法第108条の2第3項の規定に基づき講習を委託する場合は、次に掲げる要件を満たす法人その他の者に委託して行うものとする。

- (1) 前条に規定する講習指導員が講習の業務を行うために必要な数以上置かれていること。
- (2) 講習を行うために必要な建物、コース、講習車両、運転適性検査器材その他の設備を調達できること。
- (3) 講習を確実にを行うために必要な経理的基礎を有すること。

第6条第2項中「条件」の次に「その他の条件」を加え、同項第1号中「及び」を「、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）及び」に改め、同項第2号中「関する」を「関しては、」に改め、同項中第3号及び第4号を削り、同条の次に次の1条を加える。

（講習の委託の解除）

第6条の2 講習が法令又はこの規則に違反して行われた場合は、直ちに講習の委託を解除することができる。

第7条中「委託」を「講習の委託」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

.....

認知機能検査の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月28日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

#### 鹿児島県公安委員会規則第6号

認知機能検査の実施に関する規則の一部を改正する規則

認知機能検査の実施に関する規則（平成21年鹿児島県公安委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（検査員）

第5条の2 検査を実施する者（以下「検査員」という。）は、次の各号に掲げる要件を備える者とする。

- (1) 25歳以上の者であること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 検査の実施に必要な技能及び知識に関する公安委員会が行う講習を終了した者

イ 検査の実施に必要な技能及び知識に関する公安委員会が行う審査に合格した者

第6条第1項各号を次のように改める。

- (1) 前条に規定する検査員が検査の業務を行うために必要な数以上置かれていること。
- (2) 検査を行うために必要な建物、その他の設備を調達できること。
- (3) 検査を確実にを行うために必要な経理的基礎を有すること。

第6条第2項第1号中「運転免許講習規則」を「運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）」に改め、同項第2号中「関する」を「関しては、」に改め、同項中第3号及び第4号を削り、同条の次に次の1条を加える。

（検査の委託の解除）

第6条の2 検査が法令又はこの規則に違反して行われた場合は、直ちに検査の委託を解除することができる。

第7条中「委託」を「検査の委託」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。